

○経済産業省告示第六十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間を次のように定める。

令和五年四月二十六日

経済産業大臣 西村 康稔

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	施設設備等の分類	処分を制限する財産の名称等	処分期間(年)		
				備等の分類	財産の名称、構造等
一 医療研究開発推進事業 費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの			事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
宇宙産業技術情報基盤 整備研究開発事業費補助金	もの	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	五〇		
運輸部門エネルギー使 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は			四七		

用合理化・非化石エネ ルギー転換推進事業費	補助金
A I・I O T 等を活用 した更なる輸送効率化	
推進事業費補助金（内 航船の革新的運航効率 化実証事業に限る。）	
エネルギー構造高度 化・転換理解促進事業 費補助金	
大阪・関西国際博覧会 開催準備事業費補助金	
核燃料サイクル交付金	
株式会社日本政策金融 融	

舞踏場用のもの

飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占
める木造内装部分の面積が三割を超えるもの

その他のもの

旅館用又はホテル用のもの

化実証事業に限る。）

延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割
を超えるもの

その他のもの

店舗用のもの

病院用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫
用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋
内

公庫補助金

スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの

休廃止鉱山鉱害防止等

公衆浴場用のもの

工事費補助金

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

休廃止鉱山の鉱害防止
に係るエネルギー使用
合理化事業費補助金

クリーンエネルギー自
動車導入促進補助金

もの

クリーンエネルギー自
動車の普及促進に向け
た充電・充てんインフ
ラ等導入促進補助金

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を
常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直
接全面的に受けるもの

その他のもの

倉庫事業の倉庫用のもの

原子力発電施設等立地
地域基盤整備支援事業
交付金

原子力発電施設等立地 地域特別交付金	原子力発電施設設立地 域共生交付金
その他もの	その他もの

冷蔵倉庫用のもの	その他もの
れんが造、石造又はブロック造のもの	れんが造、石造又はブロック造のもの
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの

事業費補助金

产学融合拠点創出事業

費補助金

産油国石油精製技術等

対策事業費補助金

資源国脱炭素化・エネ

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）

ルギー転換技術等支援

事業費補助金

社会的要請に応える革新的な原子力技術開発

支援事業費補助金

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

倉庫事業の倉庫用のもの

潤滑油の品質確保事業等への支援事業費補助

金

公衆浴場用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

三〇

二二

二八

二〇

小規模事業対策推進事業費補助金

その他のもの

新規事業創造促進事業費補助金

金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）

成長型中小企業等研究開発支援事業費補助金

事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの

石油ガス流通合理化対策事業費補助金

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育馆用のもの

石油製品販売業環境保全対策事業費補助金

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの

石油製品品質確保事業費補助金

旅館用、ホテル用又は病院用のもの

公衆浴場用のもの

石油貯蔵施設立地対策
等交付金

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

大規模石油災害対応体制整備事業費補助金
地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業費補助金

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの

地域未来デジタルトランクスフォーメーション
投資促進事業費補助金

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金

倉庫事業の倉庫用のもの

冷蔵倉庫用のもの

地方皮革産業振興対策

事業費補助金	中小企業医療研究開発
推進事業費補助金	中小企業連携組織対策
推進事業費補助金	データセンター地方拠点整備事業費補助金
電気・ガス価格激変緩和対策等事業費補助金	デー タセンタ－地方拠点整備事業費補助金
電源立地地域対策交付金	電気・ガス価格激変緩和対策等事業費補助金
廃止石油坑井封鎖事業費補助金	電気・ガス価格激変緩和対策等事業費補助金

旅館用、ホテル用又は病院用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	その他もの
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの

皮革産業振興対策事業
費補助金

福島再生加速化交付金

福島特定原子力施設地

域振興交付金

ヘルスケア産業基盤高

度化推進事業費補助金

ヘルスケア産業国際展
開推進事業費補助金

輸送等手段の確保支援
事業費補助金

公衆浴場用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）

事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体

一九

一五

一九

二四

二三

一九

育館用のもの

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は
舞踏場用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫
用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内
スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの

旅館用、ホテル用又は病院用のもの

公衆浴場用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有
する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの
及び冷蔵倉庫用のもの

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を

常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

木造又は合成樹脂造のもの

事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの

旅館用、ホテル用又は病院用のもの

公衆浴場用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

木骨モルタル造のもの

事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育馆用のもの

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は
舞踏場用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫
用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内
スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの

旅館用、ホテル用又は病院用のもの

公衆浴場用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有
する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの
及び冷蔵倉庫用のもの

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を
常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直
接全面的に受けるもの

建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	掘立造のもの及び仮設のもの	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	簡易建物	その他のも
蓄電池電源設備	電気設備（照明設備を含む。）	掘立造のもの及び仮設のもの	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	簡易建物	その他のも
その他のもの	電気設備（照明設備を含む。）	掘立造のもの及び仮設のもの	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	簡易建物	その他のも
給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	電気設備（照明設備を含む。）	掘立造のもの及び仮設のもの	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	簡易建物	その他のも

その他のもの	昇降機設備	エレベーター	エスカレーター	主として金属製のもの	その他ものの	可動間仕切り	店用簡易装備	簡易なもの	その他のもの
一五三	三八	一五	一二八	一五	一七	一五			

前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの

主として金属製のもの

その他のもの

構築物
鉄道業用又は軌道業用のもの

軌条及びその附属品

枕木

木製のもの

コンクリート製のもの

金属製のもの

分歧器

通信線、信号線及び電灯電力線

三〇

一五

二〇

二〇

八

二〇

一〇

一八

信号機

送配電線及び電線

電車線及び第三軌条

帰線ボンド

電線支持物（電柱及び腕木を除く。）

木柱及び木塔（腕木を含む。）

架空索道用のもの

その他のもの

前掲以外のもの

線路設備

軌道設備

道床

その他もの

土工設備

橋りょう

鉄筋コンクリート造のもの

鉄骨造のもの

その他のもの

トンネル

鉄筋コンクリート造のもの

れんが造のもの

その他のもの

その他のもの

停車場設備

電路設備

鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔

踏切保安又は自動列車停止設備

その他のもの

その他のもの

その他の鉄道用又は軌道用のもの

四〇

一九

一二

四五

三三

二二

三〇

三五

軌条及びその附属品並びに枕木

道床

土工設備

橋りょう

鉄筋コンクリート造のもの

鉄骨造のもの

その他のもの

トンネル

鉄筋コンクリート造のもの

れんが造のもの

三五

六〇

一五

四〇

五〇

五〇

六〇

一五

その他のもの

発電用又は送配電用のもの

小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）

その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）

汽力発電用のもの（岸壁、桟橋、堤防、防波堤、煙突その他汽力発電用のものをいう。）

送電用のもの

地中電線路

塔、柱、がいし、送電線、地線及び添加電話線

通信ケーブル	電気通信事業用のもの	地中電線路	添架電話線	引込線	配電線	木柱
						鉄筋コンクリート柱 鉄塔及び鉄柱 配電用のもの
		二五	三〇	二〇	三〇	一五
						四二
						五〇

光ファイバー製のもの

その他のもの

地中電線路

その他の線路設備

放送用又は無線通信用のもの

鉄塔及び鉄柱

円筒空中線式のもの

その他のもの

鉄筋コンクリート柱

木塔及び木柱

アンテナ

一〇

一〇

四二

四〇

三〇

一二

二七

一三

一〇

農林業用のもの	接地線及び放送用配線					
ク造のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロツ					
果樹棚又はホップ棚						
その他のもの						
主として金属造のもの						
主として木造のもの						
土管を主としたもの						
その他のもの						
広告用のもの						
八	一〇	五	一四	一七	一四	一〇

金属造のもの

その他のもの

競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの

スタンド

主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの

主として木造のもの

競輪場用競走路

コンクリート敷のもの

その他のもの

一〇

一五

一〇

三〇

四五

一〇

二〇

ネット設備

野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ
場の排水その他の土工施設

水泳プール

その他もの

児童用のもの

すべり台、ぶらんこ、ジヤングルジムその他の遊
戯用のもの

その他もの

その他もの

主として木造のもの

			その他もの
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	その他もの	
鋪装道路及び舗装路面	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるもの）を除く。		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチャーマルス敷のもの	の	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの (前掲のものを除く。)
八〇	三	一〇	一一〇
		一五	七
			三〇

トンネル

橋

岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤

ム

乾ドック

サイロ

下水道、煙突及び焼却炉

高架道路、製塩用沈殿池、飼育場及び塀

爆発物用防壁及び防油堤

造船台

二四

二五

三〇

三五

三五

四五

五〇

六〇

七五

放射性同位元素の放射線を直接受けるもの

その他ものの

コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）

やぐら及び用水池

サイロ

岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水槽

下水道、飼育場及び堀

爆発物用防壁

引湯管

鉱業用廃石捨場

			その他もの	
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル	煙突、煙道、焼却炉、堀及び爆発物用防壁	塩素、クロルスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	その他もの
石造のもの（前掲のものを除く。）	その他もの	その他もの	塩素、クロルスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	その他もの
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池	五〇	四〇 二五七	五〇	四〇

乾ドック

下水道、堀及び爆発物用防壁

その他もの

土造のもの（前掲のものを除く。）

防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び

自動車道

上水道及び用水池

下水道

堀

爆発物用防壁及び防油堤

その他もの

金属造のもの（前掲のものを除く。）

四〇

一七

二〇

一五

三〇

四〇

五〇

三五

四五

橋（はね上げ橋を除く。）

はね上げ橋及び鋼矢板岸壁

サイロ

送配管

鋳鉄製のもの

鋼鉄製のもの

ガス貯槽

液化ガス用のもの

その他のもの

薬品貯槽

塩酸、ふつ化水素酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発
煙性を有する無機酸用のもの

有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無
機酸用のもの

アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの

水槽及び油槽

鋳鉄製のもの

鋼鉄製のもの

浮きドック

飼育場

つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、塀、街路灯及び

ガードレール

露天式立体駐車設備

その他もの

合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）

木造のもの（前掲のものを除く。）

橋、塔、やぐら及びドック

岸壁、桟橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水槽、引湯管及び埠

飼育場

その他もの

前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの

主として木造のもの

一五	一五	七	一〇	一五	一〇	四五	一五	一〇
----	----	---	----	----	----	----	----	----

その他のもの

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十

九条までの適用を受ける鋼船

漁船

総トン数が五百トン以上のもの

総トン数が五百トン未満のもの

油槽船

総トン数が二千トン以上のもの

総トン数が二千トン未満のもの

薬品槽船

その他ものの

総トン数が二千トン以上のもの

総トン数が二千トン未満のもの

しゅんせつ船及び砂利採取船

カーフエリー

その他のもの

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船

漁船

薬品槽船

その他のもの

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船
(他の項に掲げるものを除く。)

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラ
スチック船

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船
及びホバークラフト

その他のもの

鋼船

しゅんせつ船及び砂利採取船

発電船及び搭載漁船

引船

その他のもの

木船

搭載漁船

しゅんせつ船及び砂利採取船

最大離陸重量が五・七トン以下のもの

具 車両及 び運搬	その他のもの	その他のもの
貨車 内燃動車（制御車及び附隨車を含む。）	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。） 電気又は蒸気機関車	ヘリコプター及びグラайдナー
高压ボンベ車及び高压タンク車	その他もの	その他もの

薬品タンク車及び冷凍車

その他のタンク車及び特殊構造車

その他もの

線路建設保守用工作車

鋼索鉄道用車両

架空索道用搬器

閉鎖式のもの

その他もの

無軌条電車

その他もの

特殊自動車（この項には、機械及び装置の項に掲げるブ

二〇

八

五

一〇

一五

一〇

二〇

一五

一二

ルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）

消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車

モータースイーパー及び除雪車

タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、靈きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの

小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）

その他のもの

運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）

自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）

小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他ものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）

その他もの

大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）

その他もの

乗合自動車

自転車及びリヤカー

被牽引車その他のもの

前掲のもの以外のもの

自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）

小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）

その他もの

貨物自動車

ダンプ式のもの

その他もの

報道通信用のもの

その他もの

二輪又は三輪自動車

自転車

鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車

金属製のもの

その他のもの

フォークリフト

トロッコ

金属製のもの

その他のもの

その他のもの

自走能力を有するものの

る。)

自製活字及び活字に常用される金属
前掲のもの以外のもの

白金ノズル

その他ものの

前掲の区分によらないもの

白金ノズル

その他の主として金属製のもの

その他のもの

器具及び備品
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）

事務机、事務椅子及びキャビネット

	四 八 三	三 一	八 二

主として金属製のもの

その他のもの

応接セット

接客業用のもの

その他のもの

ベッド

児童用机及び椅子

陳列棚及び陳列ケース

冷凍機付又は冷藏機付のものの

その他のもの

その他の家具

接客業用のもの

その他もの

主として金属製のもの

その他もの

ラジオ、テレビジョン、テープレコードーその他の音

響機器

冷房用又は暖房用機器

電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又
はガス機器

氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除
く。）

カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する
纖維製品

じゅうたんその他の床用敷物

小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は
劇場用のもの

その他のもの

室内装飾品

主として金属製のもの

その他のもの

食事又はちゅう房用品

陶磁器製又はガラス製のもの

			その他のもの
		主として金属製のもの	その他のもの
	事務機器及び通信機器	その他のもの	その他のもの
	謄写機器及びタイプライター		
	孔版印刷又は印書業用のもの		
その他 電子計算機	その他 孔版印刷又は印書業用のもの	その他 事務機器及び通信機器	主として金属製のもの
パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）			
四	五	三	一五 五

その他のもの

複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの

その他の事務機器

テレタイプライター及びファクシミリ

インターфон及び放送用設備

電話設備その他の通信機器

デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備

その他のもの

時計、試験機器及び測定機器

時計

一〇

一〇

六

六

五

五

五

五

			度量衡器
		試験又は測定機器	光学機器及び写真製作機器
	オペラグラス		
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡		
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器		
	看板及び広告器具		
	看板、ネオンサイン及び気球		
	マネキン人形及び模型		
	その他もの		
主として金属製のもの			
一〇	二三	八五二	五五

その他のもの

容器及び金庫

ボンベ

溶接製のもの

鍛造製のもの

塩素用のもの

その他ものの

ドラム缶、コンテナその他の容器

大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）

その他もの

ハーバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練	血液透析又は血しよう交換用機器	手術機器	消毒殺菌用機器	理容又は美容機器
七	五	四	五	五
			二〇	二
				三
				金属製のもの その他もの
				金庫
				手提げ金庫
				その他もの

練機器

調剤機器

歯科診療用ユニット

光学検査機器

ファイバースコープ

その他もの

その他もの

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分

析器

その他もの

その他のもの

陶磁器製又はガラス製のもの

主として金属製のもの

その他もの

娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具

玉突き用具

パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具
及び射的用具

碁、将棋、麻雀その他の遊戯具

スポーツ具

劇場用観客椅子

どん帳及び幕

衣装、かつら、小道具及び大道具

その他のもの

主として金属製のもの

その他のもの

生物

植物

貸付業用のもの

その他のもの

動物

一
五 二

一
五 〇 二 五

自動販売機（手動のものを含む。）

無人駐車管理装置

焼却炉

その他のもの

主として金属製のもの

その他のもの

前掲する財産のうち、当該財産について定められている
前掲の処分制限期間によるもの以外のもの及び前掲の区
分によらないもの

主として金属製のもの

その他のもの

び装置 機械及 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備

一〇	一〇	八	一五	五	一〇	五	五	五
----	----	---	----	---	----	---	---	---

繊維工業用設備

炭素繊維製造設備

黒鉛化炉

その他の設備

その他の設備

木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備

家具又は装備品製造業用設備

パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備

印刷業又は印刷関連業用設備

デジタル印刷システム設備

製本業用設備

新聞業用設備

モノタイプ、写真又は通信設備

その他の設備

化学工業用設備

臭素、ヨウ素又は塩素、臭素若しくはヨウ素化合物製造設備

塩化リソ製造設備

活性炭製造設備

ゼラチン又はにかわ製造設備

半導体用フォトレジスト製造設備

フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備

五

五

五

五

四

五

一〇

一〇

三

石油製品又は石炭製品製造業用設備 プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	八
ゴム製品製造業用設備	九
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
窯業又は土石製品製造業用設備	九
鉄鋼業用設備	九
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工業用設備	五
純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材 又は鋳鉄管製造業用設備	九
その他の設備	一四
非鉄金属製造業用設備	一一

生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（業務用機械器具製造業用設備の項及び電気機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）	汎用機械器具（汎用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備の項及び情報通信機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備
金属加工機械製造設備	一二	一〇六

電気機械器具製造業用設備	その他の設備	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（汎用機械器具製造業用設備の項、電気機械器具製造業用設備の項及び輸送用機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備	その他
八	五	六	六	七
七				一二

電気業用設備	総合工事業用設備	その他の設備	坑井設備	掘削設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	水産養殖業用設備	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	林業用設備	農業用設備	その他の製造業用設備	輸送用機械器具製造業用設備	情報通信機械器具製造業用設備
六	六	二	六	三				五	五	五	七	九	八

電気業用水力発電設備

その他の水力発電設備

汽力発電設備

内燃力又はガスタービン発電設備

送電又は電気業用変電若しくは配電設備

需要者用計器

柱上変圧器

その他の設備

鉄道又は軌道業用変電設備

その他の設備

主として金属製のもの

その他のもの

ガス業用設備

製造用設備

供給用設備

鋳鉄製導管

鋳鉄製導管以外の導管

需要者用計量器

その他の設備

その他の設備

一五

一三

一三

三

一〇

八

一七

主として金属製のもの

その他のも

洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備	その他の設備	計量証明業用設備	技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	主として金属製のもの	その他の設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	その他の小売業用設備	飲食料品小売業用設備	その他の設備
一三八	一〇一	一四八				八一七		八	九八		

その他の設備	映画館又は劇場用設備	遊園地用設備	ボウリング場用設備	その他の設備	主として金属製のもの
その他の設備	映画館又は劇場用設備	遊園地用設備	ボウリング場用設備	その他の設備	主として金属製のもの
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	遊園地用設備	ボウリング場用設備	その他の設備	主として金属製のもの	その他のもの
教習用運転シミュレーター設備					
五	八	一七	一三	七	一
					六

無形資						
漁業権	その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	機械式駐車設備 機械設備 その他の設備 主として金属製のもの	自動車整備業用設備 その他のサービス業用設備 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	その他もの	主として金属製のもの
一〇	八	一七	八	一〇	一二	一五八

育成者権	その他もの	複写して販売するための原本	ソフトウェア	商標権	意匠権	実用新案権	特許権	水利権	ダム使用権
------	-------	---------------	--------	-----	-----	-------	-----	-----	-------

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種

その他

営業権

専用側線利用権

鉄道軌道連絡通行施設利用権

電気ガス供給施設利用権

水道施設利用権

工業用水道施設利用権

電気通信施設利用権

生物

牛

二〇

一五

一五

一五

三〇

三〇

五

八

一〇

繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）

役肉用牛

乳用牛

種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種雄牛に限る。）

その他用

馬

繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）

種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜證明書の交付を受けた種雄馬に限る。）

競走用
その他用

豚

綿羊及び山羊

種付用

その他用

かんきつ樹

温州みかん

その他

び
わ
樹

櫻
桃
樹

桃
樹

梨
樹

その
他

溫
室

ぶ
どう
樹

その
他

わ
い
化
りん
ご

り
ん
ご
樹

三〇

二

一五

六

一五

三

二九

〇

茶樹

パイナップル

ブルーベリー樹

キウイフルーツ樹

いちじく樹

すもも樹

あんず樹

柿樹

梅樹

くり樹

三四

三

五

三

一

六

二

五

三

五

オリーブ樹

つばき樹

桑樹

立て通し

根刈り、中刈り、
高刈り

こりやなぎ

みつまた

こうぞ

もう宗竹

アスパラガス

ガス又は工業薬品貯槽、アンテナ、鉄塔及び特殊用途	風洞、試験水槽及び防壁	構築物	機械及び装置 建物及び建物附属設備	ホップ まおらん ラミー
五	五	五	一八	一〇八

に使用するもの

二 工　業 用　水 道　施 設　災 害　復 金	工　業 用　水 道　事 業　費 補　助			
	建　物			
事務所用のもの及び左記以外のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	ソフトウェア	その他もの	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの
五〇	三	四	七	四　七

変電所用、発電所用又は車庫用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの

その他もの

れんが造、石造又はブロック造のもの

事務所用のもの及び左記以外のもの

変電所用、発電所用又は車庫用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの

その他もの

三四

二三

三四

四一

三八

二四

三八

金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）

事務所用のもの及び左記以外のもの

変電所用、発電所用又は車庫用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る）

事務所用のもの及び左記以外のもの

変電所用、発電所用又は車庫用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの

その他もの

金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）

事務所用のもの及び左記以外のもの

変電所用、発電所用又は車庫用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの

その他もの

木造又は合成樹脂造のもの

事務所用のもの及び左記以外のもの

変電所用、発電所用又は車庫用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の
影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

木骨モルタル造のもの

事務所用のもの及び左記以外のもの

変電所用、発電所用又は車庫用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の

影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

簡易建物

木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの

掘立造のもの及び仮設のもの

建物附
属設備

電気設備（照明設備を含む。）

蓄電池電源設備

その他のもの

給排水又は衛生設備及びガス設備

冷房、暖房、通風又はボイラーエquipment

冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）

一三

一五 一五 六

七 一〇

一四 七

構築物	昇降機設備	その他もの			
取水設備	エレベーター エスカレーター				
その他のもの	簡易なもの	可動間仕切り	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		
主として金属製のもの	その他のもの				
前掲のもの以外のもの					
その他のもの					
四〇	一〇　一八	一五　三	八	一五　一七	一五

導水設備　淨水設備　配水設備　橋りょう　鉄筋コンクリート造のもの　木造のもの　配水管　配水管附属設備　えん堤

三〇　四〇　一八　四八　六〇　六〇　六〇　五〇

鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの

れんが造又は石造のもの

土造のもの

貯水池

高架水槽

鉄筋コンクリート造のもの

金属造のもの

木造のもの

削井

電信電話線

		機械及 び装置					
内燃力発電設備	汽力発電設備	電気設備	アスファルト敷又は木れんが敷のものの 舗装道路及び舗装路面	木造のもの 金属造のもの	石造のもの コンクリート造又はれんが造のもの	鉄筋コンクリート造のもの その他のもの	
一五	一五	一〇	一〇	一五	四五〇	四〇	六〇

蓄電池電源設備

その他

ポンプ設備

薬品注入設備

滅菌設備

通信設備

計測設備

計量器

量水器

その他の計量器

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

(補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の廃止)

2 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（昭和五十三年通商産業省告示第三百六十号）は、廃止する。

(補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の廃止に伴う経過措置)

3 令和四年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、な
お従前の例による。

附 則（令和七年五月二日 経済産業省告示第七十七号）

この告示は、公布の日から施行する。